

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年7月25日（月曜日）

○日時 令和4年7月25日 午後1時00開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の状況と懸念される水産資源等
への影響・対応の状況について

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（3名）

石垣 直樹
金兵 智則
澤谷 淳子

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
農林水産部長	川合 正人
生活環境課長	近藤 賢
水産漁港課長	渡部 貴聰

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹
総務議事係	山口 諒

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会
を開会いたします。

今回の委員会では、所管事務調査について協議い
たします。

それでは油流出事故の状況について説明を求めま
す。

○近藤賢生活環境課長 資料1号、油流出事故につ
いてを御覧願います。

（1）事故の発生場所でございますが、呼人23番
地の3、ブリーズベイホテル株式会社網走観光ホテ
ルです。

（2）事故の状況です。

燃料供給施設が破損したことにより、推定8,000
リットルの重油が流出し事業者の敷地内に地下浸透
した状況でございます。

（3）の事故後の経過でございますが、令和4年
3月23日、12時55分、北見市経由で情報提供がござ
いまして事実関係の確認連絡がございました。

その後、午後から生活環境課におきまして観光ホ
テルへの聞き取り、現地調査を実施し、重油の漏え
いを把握しました。

屋根からの落雪が原因で、露出している配管に亀
裂が入り重油が漏えいしていることを確認しまし
た。

その後、関係機関に連絡ということで水産漁港課
から漁業関係者への連絡を依頼、また、オホーツク
総合振興局環境生活課、網走消防本部、河川が近い
ことから北見河川事務所へ連絡しました。

その後、網走消防本部と現地を確認しております。

翌日の3月24日ですが、振興局、消防、市の関係
部署で現地確認、そして指導を実施しております。

その際、振興局より水質汚濁防止法の規定に基づ
く事故報告書を北海道のほうへ提出することについ
て、事業者に対して指導をしております。

3月31日に、事業者より北海道へ事故報告書1回
目の提出がありました。

その後、4月に入りまして、4月5日午前中です
が、このホテルの現場において事業者が市内漁業関
係者への説明を実施しております。

参集された方は記載のとおりです。

午後1時00分開会

その後、振興局において、漁業被害の懸念から早急な対応を取られるよう早い行政指導を要望したところでございます。

4月15日になりまして、15日と16日ですが、事業者が汚染土壌入替えに係る試掘（ボーリング調査）を実施しております。

その際、重油漏えい地点以外には重油は確認されなかった結果となっております。

6月7日でございますが、市の水産漁港課が事業者より今後の対応方針の説明を受けております。

事業者側の説明としましては、ボーリング調査結果より、漏えい箇所直下のみ油を確認したことから他へ流出していないと判断している。

定期的なモニタリング調査を検討しており、油汚染が懸念される機械室下の土壌、この施設の下に油が潜り込んでいて土の入替えは難しいという説明を受けています。

また、その際、事業者側から機械室取り壊し費用が相当かかると想定していて、また、営業の中止も要するという説明をされております。

7月1日ですが、網走漁業協同組合において意見交換を実施しております。

出席者ですが、振興局、網走漁組、西網走漁組、さけます増殖事業協会、北海道ぎょれん環境対策本部、そして合同定置、市のほうは水産漁港課と生活環境課が出席をしております。

振興局のほうからの説明としまして、事業者側は油汚染土壌を除去しない方針を示していると。

観測井戸を設置し、経過観察をする方針であるという説明がありました。

また、北海道のほうから環境省に確認したことで、水質汚濁防止法に基づいて、公共水域へ油の流出がないため強制力のある命令はできないということを国のほうに確認をしたという説明がありました。

そして、7月上旬に文書指導を行うということで、振興局長のほうから説明がございました。

そして、7月7日、振興局より当該事故に関する文書指導を実施しております。

事故報告書の再度提出を指導したところです。

7月15日になりまして、北海道新聞の朝刊に当該事故の内容の記事が掲載されております。

その後、7月20日に事業者から北海道へ水質汚濁防止法に基づく事故報告書2回目の提出がありました。

(4)の市としての対応ですが、現在、水質汚濁防止法に基づき北海道が対応しているところでございますが、市としましては、現地周辺のパトロールを定期的実施し、異常がある場合は関係機関への連絡などの対応を取れるようにしてまいります。

また、事業者に対しましては、関係機関と連携して早急の原状回復を求めていくこととしております。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは次に、懸念される水産資源などへの影響、対応の状況について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 今回の、網走観光ホテルにおきます、重油流出事故における水産資源の影響と対応の状況についてですが、生活環境課からの説明のとおり、現状では漁場への重油の流出は確認されておらず、水産資源に対して直接的な被害は確認されておられません。

しかしながら、今回漏えいが発生した場所は、シジミ、ワカサギ、シラウオの重要な漁場となっております網走湖まで300メートルと近く、また、油流出場所から約100メートルの場所には、サケ・マスふ化場もあり、サケ、マスの親魚捕獲や稚魚放流にも利用されているなど、地域はもとより北海道を代表する重要な漁場の近くで発生した事故となっております。

本件につきましては、水質汚濁防止法に基づき、北海道が対応を行うべき案件ではございますが、水産漁港課としましては、事故発生当初より漁業者の不安や漁業被害回避に向け関係機関と連携し、現地確認や漁業関係者への情報提供、連絡調整を行ってきております。

しかしながら、現状では漏えいした重油の除去は行われていないことから、いつ漁場に重油が流出するかもわからない状況であり、漁業関係者からは依然不安の声が上げられております。

網走湖、網走川は当市水産業のみならず、北海道の漁業生産を支えております重要な漁場となっておりことから、今後も北海道をはじめとした各関係機関と事態改善に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小田部照委員長 ただいまの説明で質疑に入りたいと思いますが、各委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 私もこの報道を見たときに、びっ

くりしたのですけれども、まずは、この重油漏れがあったときに匿名で北見市のほうに通報が行って、それから網走市が動いて判明したということで、本来でしたら重油漏れがわかった時点でホテルがきちんと関係機関に報告しなければいけないことだと思いますけれども、その辺に関して市はどのようにお考えですか。

○近藤賢生活環境課長 こういった油流出事故の関係でございますが、今回は、この事業場における施設、貯油事業場という分類になりますが、この場合は水質汚濁防止法に基づいて事業者が速やかに、網走であればオホーツク総合振興局に届け出ることが必要となっております。

○永本浩子委員 それは実際には、届出がなかったということで、どういう経緯で北見市に通報が入ったのかはわからないのですけれども、北見市に通報が入った理由というのは、網走市としては押さえていらっしゃるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 北見市の職員の方から連絡がありまして、北見市からあった理由というのは私どもも全くわからないのですが、たまたま、今、新しい電話であれば連絡先がわかるということで、事情を聞いた上で観光ホテルのほうに調査に伺ったという流れになっております。

○永本浩子委員 観光ホテルとしては、報道によりますと重油取扱いの責任者の方が点数を減点、責任を問われて減点されたと載っていましたが、やっぱり、まずは、ホテル側がすぐに通報しなかったというその姿勢に対して、網走市としてはしっかりと嚴重な抗議をしていただきたいと思いますけれども、そういったことはされたのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 3月23日の立ち会いの調査をしたときにですね、網走市、そして消防のほうから通報が遅いという旨は指導しております。

○永本浩子委員 わかりました。

そしてまた、今回漏れたのが8,000リットルということで報告があるのですけれども、この8,000リットルの根拠になっているのは、どういったところから8,000リットルとなるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 こちらの事業場の調査をした際に、関係者から話を伺ったところ1万リットルのタンクがあると。

そこで、さらにまた給油が必要になっているという状況から、おおむね8,000リットルが無くなっているというふうに推定しているというお話を伺って

おります。

○永本浩子委員 1万リットルのタンクに、大体8,000リットルを給油した段階で満タンになったということから、8,000リットルが出ているということでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 その前に満タンに給油をして、そのタンクの残量を示す、大体、おおむね中がわかるようなメーターみたいなものがございまして、その段階で8,000リットルがなくなっていると、特にまた、ホテルもこの時期休館中だったので減る状況にはないということで、8,000リットルという形で把握をしたという報告を受けております。

○永本浩子委員 8,000リットルに関しては、了解いたしました。

そして、ホテル側の調査によりますと、現段階では、重油が流出する可能性は低いという答えが出ているようなのですけれども、この信憑性はどのようなのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 私どもとしても、恐らくこの建物の下側に油が染みていると考えていますので、現状として流出はしていないですが、先ほども説明がありましたように、流出する可能性があるという不安を抱かざるを得ないと考えています。

○永本浩子委員 そこだと思うのですよね。

漁業者の方も、一般市民の方も、やっぱりボイラー室の下が全く手がついていない状況で、23トン汚染土を除去したとは書いてありますけれども、一番肝心なところに手がついていない状態で、そのほかに流出する可能性が低いと言われても、じゃあ万が一、白羽川とか、そこに続く網走湖、そしてまた、サケ・マスふ化場のところに重油が万が一入ってしまったら、もう誰も止められないと思うのですよね。

そうしたときに、本当に取り返しのつかない事態になってしまうというところが一番不安材料だし、また、地下水とかに入り込んでしまったりとか、そうしたことも経過観察とは言っても、どこまできちんとそれが把握できるのか、そして、把握したとして、その時点でどういった手が打てるのかと考えると、今の段階できちんとそこを、やっぱり汚染土は全撤去が基本ということだと思いますので、そこはやっぱりしっかりと市としても道やホテル側にも言っていっていただかないといけないのではないかなと思います。その点はいかがですか。

○近藤賢生活環境課長 先日、7月20日に2回目の

事故報告書を出されているということですが、ちょっとその中身については、私ども中を見ることができてはいないのですが、振興局、またホテル側に対しても、現状回復するようには求めていることが必要と考えております。

○永本浩子委員 2回目の報告書をちょっと見せていただいたのですが、ホテル側としては、機械室下にも流出があるけれども不浸透層との間に重油は留まっており、現状流出の可能性は低いというふうに書かれてあります。

ということで、本当にどこまで信憑性があるのかなという、最初からこういう、低いという認識で動かれたのでは、万が一のときに責任を取りようがないんじゃないかと思ってしまうのですが、いかがでしょう。

○近藤賢生活環境課長 この水質汚濁防止法に関する指導については、北海道のほうに権限がありますので、私どもとしては、早急な対応を北海道のほうに求めていることが必要と考えています。

○永本浩子委員 確かに権限は北海道なのですが、やっぱり網走市の受け止めとしてサケ、マスのふ化事業、稚魚の放流が万が一できなくなったりしてしまったり、また、網走湖のシジミ、ワカサギ、シラウオ、これが今でも様々な、シジミの産卵がなかなかないとか、ワカサギもなかなか難しい部分があったりという、そういった現実を抱えているわけですから、それがさらに破壊されるようなことになったら、網走市の基幹産業として大変大きなダメージを受けるわけですね。

そういう、自治体側として、やはり道やホテルに対しても、権限はないのかもしれないですが、しっかりやっていただきたい、どうなっているのでしょうか、今後どういうふうにしたら一番いいのでしょうかということも、やっぱりこっちはしっかりと意思を持って言っていないと、何となくこのまま時間を稼がれて、なし崩し的に終わらされてしまっていて、何年かたってから重油の流出が見られて大変なことになることも十分考えられるのではないかと思います。その辺、市としてもしっかり対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○近藤賢生活環境課長 網走市としましても、関係機関と連携して早急の現状回復、事業者、北海道のほうへ求めていることは続けていくことが必要と考えています。

○永本浩子委員 ぜひ、それはお願いをしたいと思います。

現状回復ということは、汚染土を全部撤去することだと思いますので。

そしてまた、この観光ホテルですけれども、本社が横浜ですよ。

横浜のブリーズベイホテルということで、横浜に本社のある、本社の方々って、呼人のふ化場とか、それがどういう役割を持っていて、そこでふ化事業を行う理由とか、育てたこの稚魚が将来の漁業資源になって、最終的にはどれくらいの水揚げになる、どれくらいの金額になるっていうことをわからないのではないかという懸念があるのですけれども、こういったこともしっかりと、本社のほうにも網走市として伝えていくことが必要なのではないかと思えますけれども、この点はいかがでしょう。

○渡部貴聴水産漁港課長 今お話のありました地域の水産業に対して、ブリーズベイホテル様のほうにもお伝えしたほうが良いというお話なのですけれども、漁業関係者からも同様の意見が出ております。

本件についてはですね、先ほど生活環境課からもお話がありましたように、一義的には北海道が行政指導を今担っている状況ですので、北海道等とも協議を行いながら、漁業者とですね、今後の対策については今検討している状況になってございます。

○永本浩子委員 ぜひこういった状況、本州の方は多分、感覚的にわからないと思うのですよね。

漁業の、網走市のサケ、マスまたシジミ、ワカサギ、シラウオって金額的にもかなり大きなものがありますので、そういったところ、きちんとやはり伝えていかないと、事の重大さっていうのが伝わっていないのかなって思う部分がありますので、その辺のところをしっかりと対応していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今御指摘のありましたように網走湖の漁業につきましては、先ほど私のほうからも御説明差し上げましたけれども、サケ、マスについては網走だけではなくてですね、現状、非常に漁獲量が減っている中で、全道の資源を支えているようなですね、いわゆる種川として位置づけられております。

シジミ、ワカサギ、シラウオにつきましても北海道の中ではですね、第1位の水揚げを誇っており全国的にもですね、非常に貴重な内水面漁業、それからサケ、マスのふ化放流事業がされている河川とな

っておりますので、その辺りにつきましてもですね、今後、関係機関と協議を行いながら相手先です、ね、きちんと伝えていくようなことについて検討していきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、ホテル側としても、こういった事故が起きたときの対応がきちんとできていないということは、多分、風評被害というかホテルの評判、評価そのものが落ちていく原因にもなるかと思っておりますので、そういったところもきちんと言っていたきたいと思えます。

そして、水質汚濁防止法では、人の健康に関わる被害が生ずる恐れがあると認められた時は、環境省令で期限を決めて、地下水の浄化のための措置を命ずることができると思いますけれども、この環境省としては、対応はどのようなことになっているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 先ほどの、7月1日の部分で説明したところがありますが、北海道の総合振興局と北海道のほうから環境省のほうへ水質汚濁防止法の現状として、公共水域へ流出していない状況であるものの関係で問い合わせをしたところ、流出している状況であれば、そこは強制的な命令ができるということですが、現状として流出していない状況から、強制力のある命令はできない、難しいということで、国から確認をしたということを、説明をいただいております。

○永本浩子委員 今現在は、もちろん流出はしていないわけなんですけれども、流出する恐れがあるということでも、健康被害が出る恐れがあるということでも命令ができるということと、今回のホテルが建っているところは高台ですよね。

そして、水でも何でもそうですけれども、高いほうから低いほうへ下りていくのが自然の摂理で、白羽川があり、ふ化場があり、網走湖があるということで、本当にこういったところが近くにないのであれば、まだ、法律はそのままの取扱いでいいかもしれないのですけれども、今回のこの立地条件が本当に水産関係、そしてまた健康被害にも結びつく可能性が高いということを、やはり市としてもぜひ強調して訴えていっていただきたいと思っております。

そして、この水質汚濁防止法に関しては道の方の管轄になるのかもしれませんが、消防法に関しては市の管轄だと思います。

消防に関しては、市はどのような動きをしていら

っしゃるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 今回、消防のほうにも、一番最初の3月23日のときの油漏れがあったときは、消防にはまず、最初連絡するところですが、消防のほうとしては、少量危険物保管場所の取扱いの指導をしているところでありますので、消防については、消防のほうの条例に基づいて指導をされていると。

そこは、現在、そのタンクから漏れているわけではないので、あとは漏れてしまった油を何とか早急に回収していただくということを我々としても、事業者のほうに求めていく必要があると考えております。

○永本浩子委員 ぜひ消防法に関しては、危険物の流出事故が発生したときには、人的健康被害の発生の恐れがなくても、市町村長が応急の措置を講ずるべきと、命じることができるとなっておりますので、しっかりと消防と連携をさせながら、適切な措置を取れるように推進していただきたいと思います。

そして、今後の対応なんですけれども、先ほど、パトロールをして何かあったら対応するというような書き方でしたけれども、パトロールというのはどういうパトロールなのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 私どもとしては、公害の恐れのあるようなところは定期的に川を目視して見て回ることが必要と考えておりますし、また、隣にふ化場もありますので、そういったところと連携して漏れることがあれば、それは早急に対応できるようにしていきたいとは思いますが、まずは、いずれにしても、現状回復のほうを事業者と北海道のほうに求めていくことが必要と考えております。

○永本浩子委員 どう考えても、パトロールして目視で重油が流れ込んでいるということが確認ができた時点では、もう時既に遅しで、確認できても打つ手が多分ないと思うのですね。

なので、今回の事案に関しては、汚染土全撤去というところを最大の目標にして、市として動いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 ちょっと繰り返しになりますが、そこは関係機関と連携して所管行政庁の北海道の方に求めていく必要があると考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、うちとしても危機感を持って対応をしていただきたいと思います。

私の方からは以上です。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私のほうからも何点か確認させてほしいのですが、まず、ボーリング調査をしたってことなのですけれども、1回目のボーリング調査、そして2回目のボーリング調査ですか、これはどのような規模でやったのか、何か所で、面積的には何メートルの範囲で何か所やっていますよとか、そういうところは押さえていますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ボーリング調査についてなのですけれども、初めにですね、6か所、その6か所のうち2か所が表層のみ、残りの4か所がですね、8メートルまでボーリングをしてございます。

それでですね、一番ですね、油が漏れたところの真下をボーリング、一番初めにしているのですけれども、そこで8メートルまでボーリングをしまして8メートルの層に岩盤層が確認されました。

さらにボーリングをしたところ、6メートルから7メートル層で油の臭いが確認されたのですけれども、それ以降、7メートルから8メートルのところでは油の臭いが確認されていないということで、今回のボーリング調査につきましては、基本7メートルまでボーリングをするということで、今回油漏れしたところの隣のボイラー室の周りをボーリングしてございます。

その後、6月に入りまして本社からの指導で2か所、追加でボーリングしたというふうに聞いておまして、先方ですね、観光ホテルからの報告では、漏えい発生直下では確認されましたけれども、そのほかの場所では確認をされていなかったもので、現状では、油は広がっていないというふうに報告を受けてございます。

○村椿敏章委員 すみません、1回目で6か所、1回目のボーリングで6か所やって、2回目が何か所ですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 2回目は2か所です。

○村椿敏章委員 それで、その範囲的には、何メートルの範囲とかっていうのはわかるのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 範囲的にはですね、一番離れているところで、ちょうど今回、油が流出漏れがありましたところのボイラー室から10メートル沢側の箇所をやってございます。

10メートル沢側ということは、そちらにサケ・マスのふ化場がある方角になります。

そのほかは、その次に遠いところが6メートル、

ほかは建屋のですね、建物のすぐ近くでやっています。

○村椿敏章委員 そのボーリング調査をした結果、例えば、地下水がね、雨が降って地下水が流れ、雨がしみ入ったときに、その油が流出してくるっていう、そういう可能性はないということなのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 地下水との関係については、今回の調査では説明はされておりましたが、私どもの受けた内容としましては、不透水層、要は岩盤があるのでそれ以上は入っていないというふうに報告は受けています。

しかしながら、今お話がありましたように漁業関係者からは、果たしてその不透水層、岩盤に亀裂がないのか、もう一つはですね、岩盤のところまで掘った場合に、仮にそこが不透水層であれば、その直上に地下水等があつてしかるべき、もしくはそういうような傾向が見られるにも関わらず、そういうような報告は受けていないので、そのような懸念は受けてございます。

○村椿敏章委員 今の漁業関係者からの懸念の部分というのが、本当にそうなのではないかなと思うのですけれども、十分その辺はね、市のほうもしっかり検証していったほうがいいですし、岩盤層があるからといって岩盤の高さが、川側のほうにね、向かっているのであれば、岩盤を通して水が流れて川側のほうにいくわけでしょうから、そういうこともしっかりとね、確認してもらいたいと思います。

それと、今回の報告の中では、まだ土砂は一つも取っていないという状況なのですか。

○近藤賢生活環境課長 このボーリング調査をした際に、この汚染された汚泥と廃油が含まれているものを23トンほど産廃処分をしているというふうに伺っております。

○村椿敏章委員 23トンほど取っているということですね。

この報告というか、時系列の部分でいくと令和4年6月7日の事業者側説明、それと、そのあとの7月1日の振興局説明の中に事業者側は油汚染土壌を除去しない方針を示していると。

観測井戸を設置し経過観察する方針というところで行くと、これだけだと取っていないというふうに見えちゃうのですね。

報道の中では振興局側は取る、そして残ったものについてはモニタリング調査をする、モニタリングで確認していきますよということだと思ふのです。

それで間違いはないですか。

○近藤賢生活環境課長 ボーリング調査をした際に、建屋周りの除去ができる部分のところは、産廃処分しているというふうに伺っております。

○村椿敏章委員 要は、先ほど言った23トンは取っているというふうに認識しているということですね。

○近藤賢生活環境課長 その分は処分しているというふうに認識をしています。

○村椿敏章委員 あと、その井戸の観測っていうところなのですけども、これは、常時サンプリングを採ってね、くみ上げながら採って、そして油が検出されたかどうかというのがわかるような、そういう施設なのですか。

○近藤賢生活環境課長 事業者のほうから振興局の指導に基づいて報告書を出しているところですが、そこをどのようにやっていくかという内容については、振興局のほうから、まだ私どもとしては聞き入れておりませんので、そこは振興局のほうに今後確認をしていきたいと考えています。

○村椿敏章委員 2回目のね、報告がまだ出ていないというところなのだろうとは思いますが、その中でも、2回目も、もう提出はされているわけですよね。

早急にその辺についても、確認していただきたいなと思います。

あとは、先ほど言っていた全撤去っていうところをしっかりと市のほうは求めていってほしいなというところですよ。

私から以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 伺わせていただきます。

まず、報道で初めてこのことを正式には知ることになったのですけれども、どうして報道で我々は知ることになったのかよくわからないのですけれども、どうして報道でしか知ることにならなかったのですかね。

○近藤賢生活環境課長 油漏えい事故の場合ですが、基本的には市の生活環境課に連絡が入ることがまず窓口になっておりますが、大体、普通の家庭ですとかですね、あと、こういった貯油事業場でない場合は市のほうで対応するのですが、基本的には油が漏れた場合は、その当事者の方が即対応する、即現状に戻していただけるっていう場合がほとんどですので、そういった場合は特に市から公表すること

はありません。

また、今回の場合は貯油事業場ということで水質汚濁防止法の対象となる施設であったことから、指導は振興局のほうから行うということでしたので、そういった形で、市からこの件について公表をするということは考えていないところでした。

また、北海道のほうとしても基本的には油漏れの事故があった場合は、ほとんどの事業者がすぐに対応して原状に回復するということから、なかなか文書指導まで至るケースというのも珍しいことであるというふうに、北海道としても今回は重い措置としているという説明がありました。

市として、これを公表するという事はしていなかった内容でございます。

○平賀貴幸委員 案件が案件で、量が通常考えられない量なので、やはり早い時期に議会にも報告をしていただきたかったなというのは正直なところですよ。

ちょっと、今までの流出とは違うと思います。

過去、呼人でもですね、油の流出というのはあって、私も市にいろいろと情報提供しながらやっていたことがあると思うのですけれども、そのときにはどんな対応だったか、改めて説明できるものがあれば説明できますか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時40分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

平賀委員の質問の答弁から。

○近藤賢生活環境課長 先ほどの油漏れの件でございますが、基本的には油漏れがある場合には市としましては、まず、油の漏れ箇所を確認した上でその原因となる場所を探ると。

原因がわかった場合には、そこの方に土を入れ替えてもらう、また清掃してもらうってことで対応するのが通常の対応となっております。

○平賀貴幸委員 私も、どこだったかも覚えていないぐらいの記憶なのですから過去にあって、実際に、湖に油が漏れないかどうか一定期間モニタリングしてもらったという記憶もあってですね、またこういうことがあったのだなと思いつつも、規模がやっぱり全然違うので、ちょっといろいろ考えなきゃいけないなと思っているのですけれども、ちょっと事実関係をもう少しははっきりさせたいのですけれども、まず、このホテルさんがタンクを満タン

にしたのは一体いつなのですか。

○近藤賢生活環境課長 3月23日の、一番最初に聞き取りを行った際にはですね、実際としましては、3月10日に破損を確認しているというふうに聞いておりまして、この3月23日の時点で2週間たっていると。

その際に、破損が確認されている、その後、匿名の通報の内容では、燃料の供給量が多いのではないかというようなお話だったので、10日には破損していたということを私どもとしては事実確認をしたところですよ。

○平賀貴幸委員 通常、こういうときでももう少し緻密に最初はやると思うのでちょっと不思議なのですが、いつも満タンにして通常の場合の消費量はこうだから、それが急激に増えているのはこの時期からだから、この時期から漏れたのだろう、量はこのぐらいだろうってきちんと推定すると思うのですが、今までの説明だと単純に8,000リットルなかったから8,000リットルですっていうふうにしているのですけれども、そういうものじゃないのだと思うのですけれども、その辺はどういうやり方を、市じゃなくて道なのかもしれませんけれどもしているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 最初にですね、この給油の状況を聞き取りの時点で確認をさせていただいたのですが、ちょっと古い話なのですが2月7日の時点で6,000リットルを給油していると。

そして、給油前の残量が5,000リットルだったので合計で1万1,000リットルが給油されていたと。

その後、改めて3月7日でメーターがゼロになっていたことから、その後、計測をすると500リットルしか残っていないと。

それで、3月7日で漏えいしたと思われると。

ボイラーの使用日報では、3月1日の時点で9,000リットル、3月2日から6日まで5日間で毎日100リットルを使用した場合には500リットル、それで地下タンクの残量が500リットルになっているということで、9,000リットルから1,000リットルを差し引いた8,000リットルがなくなっているということを危険物の管理者の方から聞き取っております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

3月の頭の時期に恐らく発生していたのですね、そうすると。

いずれかの時期に。

気がついたのが、先ほどの説明だと3月10日。

それまで気付かないで、そのまま通常に営業していたという理解でよかったですか。

○近藤賢生活環境課長 ホテルのほうは、この時点で営業はしていない時期で、重油の漏えいを確認しながら、結果として、この連絡があったことで市が調査に行ったのが3月23日になっているという状況ですよ。

○平賀貴幸委員 わかりましたが、実際に、北見市さんに匿名の通報があつてからわかったのですけれども、報告を網走市に対してしなかった理由というのは一体何だというふうな説明だったのですか。

○近藤賢生活環境課長 市に報告がなかった理由というのは、そこは特にされてはいなかったのですが、私どもとしては、通報のあった時点でしか把握ができていないという状況で、事業者のほうからは、特段、報告をしていないという状況ですよ。

○平賀貴幸委員 様々な許認可の権限を持つ行政としてですよ、なぜ報告がされないで、匿名の通報があつて、調査に入るまでしなかったのかというのを確認した上で、消防法上の措置命令をするかしないかの判断をすることになると思うのですけれども、確認もしていなければ消防法上の措置命令もできるわけがないのですけれども、最初からする気がないからですか。

それちょっと、あり得ないと思うのですけれども。

○近藤賢生活環境課長 3月23日の時点で消防も一緒に立ち会って入っていますので、そちらのほうは消防のほうから……。

○平賀貴幸委員 いや、そういうことじゃなくて、問題があれば措置命令を下さなきゃいけない案件にも関わらず、なぜ、漏えいが発生したことがわかって、匿名の通報があるまで、網走市に通報しなかったのだということを確認をしていないという今答弁なですよ、いまだに。

この時点ですよ。

それを怠っている理由は何ですかということを聞いているのですけれども、それを聞き取らない限り措置命令を出すべき案件かどうかどうやって判断するのですか。

消防が立ち入ってから判断するのではなくて、どうしてそれが遅れたかっていうことを、やらなかったのかということ、当然聞き取らなきゃいけないことをやっていないということですか。

○近藤賢生活環境課長 消防と一緒に立ち入りをしていますので、消防法に基づく命令のほうは消防署のほうから実施しております。

○平賀貴幸委員 そうではなくて、繰り返すのですけれども、どうして網走市に対して連絡することを怠ったのかっていうことの確認は、では取れているのですか、理由は。

そこ取っていないのですよ。

○近藤賢生活環境課長 油漏れの場合は、すぐに連絡することが必要ですということは事業者伝えております。

消防法の手続のほうは、消防署のほうから、お願いをしております。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 48 分休憩

午後 1 時 49 分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

平賀委員の質問の答弁より。

○近藤賢生活環境課長 最初に立ち入りをしたときに、事業者側にこの報告が遅くなった理由を尋ねたところ、特に明確な回答はなかったという状況です。

○平賀貴幸委員 回答はなかったあと、再び回答を求めることをしなければいけないはずですが、それはやっていないのですか。

○近藤賢生活環境課長 市としましては、そのときは消防のほうに指導してするものと、あと、次の日に振興局と立ち入った際に、振興局としては水質汚濁防止法のほうで事故報告書の提出を求めるというふうな指導をしましたので、市としては明確な回答が得られなかったということで終わっていたところでは。

○平賀貴幸委員 ちょっと考えられないですね。

故意なのか過失なのか、少なくとも確認しなければいけないはずでは。

報告をしなかったことが故意なのか過失なのか。

故意ということは、隠蔽しようとしていたのか。

あるいは過失であれば、うっかりして忘れていただけなのか。

そういうふうに法律の立てつけがなっていることを知らなかったのか。

それを確認しないで、そのまま数か月もたつてあり得ないと思うのですけれども、どうですか。

○近藤賢生活環境課長 当初、市も立ち入ったところですが、北海道のほうが法に基づいて指導すると

いうことで、市のほうからは、そこから踏み込んだことはしておりません。

○平賀貴幸委員 そこは踏み込むべきだというふうに思いますので、今からでもやるべきだとやっぱり思います。

ちょっと、後でもう一回そこはやりますけれども、水質汚濁防止法に基づけば、確かに北海道の権限なのですよ。

ただ、河川法に基づいた場合は違うんじゃないですか。

そこはどうお考えですか。

近くに網走市の管理河川があるのですよね。

そういうふうに考えるとどうなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 こういった特定施設や貯油事業場からの油漏れについては、水質汚濁防止法の管轄になるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 それはそうなのですが、ただ、実際に被害が出る可能性があるのは河川であり湖なのですよね。

湖は国の管理ですから国のほうの管轄なのですが、実際に被害が出る可能性がある河川は網走市の管理する河川ですよね。

普通河川ですよね。

そうすると、そういうふうに考えていますではなくて、法律を駆使して対応を促すのであれば、網走としては、河川法と消防法をどう活用するかということを考えて動かなければいけないんじゃないですか。

違いますか。

○近藤賢生活環境課長 我々としても、河川が非常に近いということは把握しておりましたので、そこは川のほうに水がいかない、外に油が漏れないようにしてもらうということは第一のことと考えておりますが、生活環境課としましては、関係機関に通報して、それぞれの対応を原因者側に対して行っただけということで通報をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 今漏れないように、川のほうにいかないようにするのが第一だというふうに答弁があったので、あえてもう一度伺いますけれども、そうすると今度は消防法です。

先ほど永本委員も、質疑の中にあったとおり措置命令ができますよね。

それを市として活用して河川に油が漏れないような措置命令をすることは、網走市の権限としてやれ

るのじゃないですか。

水質汚濁防止法に基づいて、北海道ができる範囲というのは環境省のおっしゃるとおりだと思います、私も。

しかし、河川法と消防法に基づくと話が違ってくるはずなのですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○近藤賢生活環境課長 水質汚濁防止法では、河川や湖沼などの公共用水域に排出される恐れがある場合は、届出を出しなさいということになっておりますし、法律上で、まずは改善を求めていくことが必要と考えておりますので、そこは関係機関と連携し北海道のほうに求めていくことが必要と考えております。

○平賀貴幸委員 しかしながら、何ら有効な手だてを打てていないで、こんなにたっているわけですよ。

そうすると、次の一手は河川法と消防法を駆使して、応急措置命令を網走市長が出すことなのですよ。できる権限は。

都道府県の権限じゃなくて市町村の権限でやれる部分があるのですよ。

たまたま河川がすぐそばにあるので。

そこをしっかりと駆使して取組を求めることが、網走市として主体的に取り組むこととしてやるべきことじゃないですか。

水質汚濁防止法のことを聞いているんじゃないのです。

それでできないのはよくわかりましたので。

その他の法律を駆使して、そういう対応ができないのかってことを伺っているのですけれども。

ここはきっと、環境ではなく多分、水産のほうなのでしょう。

どちらでもいいのですけれども、やってさえくれれば。

○近藤賢生活環境課長 漏れ出る恐れがあるという状況でございます。

それで、河川のほうは、河川管理条例のほうがありますので、その中での対応というのも考えることは必要と思いますが、現状としては漏れ出る恐れがあるという状態なので、そこは、まずはですね、汚染されている土壌を入れ替えてもらうということが、そこは求めていく必要があると思いますので、関係法令ちょっと調べ直して可能な限り、市としてできることは進めていく必要があると考えております。

す。

○平賀貴幸委員 公害防止事業費事業者負担法を御存じでしょうか。

公害防止事業費事業者負担法という法律があります。

公害防止を目的に網走市や北海道が公共事業を行った場合、その費用を全額、事業者負担させることができるという法律があります。

過去にも、東京都だとか島根県とかで実際にそのことを実行して、裁判も含めて、負担しない事業者負担をしてもらったという判例だってあるのですよ。

法律というのは、あらゆる法律を駆使して課題を解決するためにあるんじゃないですか。

それを、所管が北海道だから北海道の水質汚濁防止法の判断に任せますなんて言っているからこんなに時間がたっているんじゃないですか。

違いますか。

北海道の権限に基づいてできないのだったら、網走市としての権限でできることは何なのかということをしつかりと検討しながら、課題の解決に向かっていくのが行政なんじゃないですか、自治体じゃないですか。

どうでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 そこは、関係機関と連携した上で対処できる方法は探っていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 北海道の対応もどうなのかなというふうに正直思います。

網走市だけが別に悪いってことを言っているわけじゃないのですよね。

そういうふうに聞こえたら申し訳ないのですけれども、水質汚濁防止法上、これしかできないということだけで終わっているからこんなことになっているのですよね。

でも、今申し上げたように河川法や消防法を活用しながら、さっき言った公害防止事業費事業者負担法なども活用すれば、北海道で多分、この法律を駆使して何かやったことがないからわからないのだと思いますけれども、そういうのを駆使すればこの問題は解決できるはずなのですよ。

改めてですね、関係者を集めてそういった会議を開きながら、解決に向けた取組をする必要が、網走市の河川ですし網走市の湖です。

事故を起こした事業者さんも網走市の事業者さん

ですから、やっぱり自治体としてですね、大変かもしれないけれども、そこをやるべきなのだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今御質問にありましたように、法的なですね、対応についての検討なのですが、本件につきましては漁業協同組合のほうから、漁協の上部組織であります北海道漁連のほうにも相談をしております。

北海道漁連には、漁場環境対策本部という、それを専門に扱っている部署がございまして、そちらのほうで検討をしておりますし、同時に、漁連の顧問弁護士のほうとも協議を実施しております。

その中でも、先ほどお話のありました、まず水質汚濁防止法については、現状でですね、やはりこれ非常に難しいところなのですけれども、現状で公共水域には水が流れていないと。

じゃあ、水が公共水域に流れ出す可能性を今の段階で証明できるかどうか、そういう話になってくると非常に難しいと、多大なですね、調査費それから時間を要するというような回答を頂いてございます。

消防法については、今お話のありましたように、市町村長の権限でという話があったのですけれども、こちらにつきましては別途、水産漁港課のほうで消防署ともお話をしたのですけれども、消防法はあくまでも火災の危険性を排除するものであるということで、今回の事象については、油が土中に浸透している状況から火災の危険性がないので、現段階ではこれ以上の指導はできないというふうに回答を頂いてございますが、あくまでも網走消防署とですね、原課の対応でございますので、消防法の関係については引き続き、漁協、関係機関とともにですね、もう少し深く検討したいというふうに今考えてございます。

○平賀貴幸委員 何とかして解決していかなくやいけないのだと思うのですよね。

全く漏れてこないだろうという心配がないなんてことは全然思わないし、いつ漏れてしまってもおかしくないと思うので、どういう法理に基づいて、事業っていうか、土砂の除去をやるのか、やってもらうかという話しかもうないのだと私は思います。

そのためにも、いろいろな機関の力を使わなくやいけないし、借りなくやいけないというのは、おっしゃるとおりだと思うのですよね。

今、漁協さんのほうの動きも御説明いただきましたけれども、北海道には北海道立総合研究機構のエ

ネルギー・環境・地質研究所がありますね。

ここが恐らく、いろいろ機構の再編があつて、ここが多分所管だと思いますけれども、こういった油流出事故については所見を持っているのだと思いますけれども、ここは何らかの形で今、関わりながらやっていたりするのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 現段階では、この本件については、エネルギー・環境・地質研究所とは、特に協議等は実施はしてございません。

○平賀貴幸委員 様々な事例をお持ちのはずなので、ここの協議だとか、ここの知見を活用するというのも、やっぱり必要だと思うのですよね。

ここは、直接網走市からアクセスするのももちろん必要ですけれども、やっぱり北海道の外郭団体というのかな、機関ですから、北海道からもそういったアプローチをしてもらうことが必要だと思うのですけれども、そういった働きかけも今後考えていく予定はあるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 当然ですね、現段階で、やはり最近の漁業協同組合等との議論の中では、地質等ですね、有識者からの意見を求めているというふうなお話を伺っております。

今お話いただきましたように、エネルギー・環境・地質研究所につきましては、地層等ですね、研究者は網走には入っていないのですけれども、幸い現在ですね、網走湖の水質の関係で調査に入っておられる方がいらっしゃいますので、そのようなですね、つてを使いながら情報を収集してまいりたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 そうですね、ぜひそういったところの知見も必要だと思います。

ほかにも、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構なんていうのも国レベルであるはずですね。

必要によっては、そういうところの知見も活用するというのも必要なのだと思います。

そのぐらい、何かあつてから対処するのではやっぱり遅い案件だと私は思います。

かなりデリケートな水産資源が多い状況で、かつ環境に課題があつて漁業に影響が出ているようなところなわけですね。

そこに油が流出するような事態になってからではやっぱり遅いので、ここは地元の自治体が主体的に、北海道をもっと動かしてやっていくということが必要だと思うのですよね。

北海道の動きを待っているのでは、何かあったと

きに、結局手後れになってしまったということに、このままじゃなりかねないなっていうのが一番心配な点です。

やはり積極的に、そこはいろんな法律を駆使できないかということを、考えながらですね、やっていただくことが必要であるとやっぱり思うのです。

先ほど申し上げた本当にややこしい名前ですけれども、公害防止事業費事業者負担法は水質汚濁についてもちゃんと規定があって、環境保全上の支障のうち、……水質汚濁が悪化することを含むって書いてあって、悪化を防止するための工事なのですよ。

この法律がまずあるということを前提に考えていくっていうのは、私は大事だと思っていて、手段としてこの法律があるのですよ。

昭和45年ですから、これつくられたの。

ちゃんとあるのですよね。

その法律を使うことを前提として考えながらやっていけば事業者さんもおのずと、結局は自分たちで負担が必要なことから、何らかの対応をしなきゃいけないということに落としどころを私は持っていけるんじゃないかなと思うのですよね。

そういう最終手段をしっかりと行政側が認識しないで交渉しても、時間だけがかかるのは、これ交渉上やむを得ないのだろうなという想像もつくので、しっかりその辺も考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

取りあえず以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 いろいろ議論を聞いていて、見えてきたものと、見えなくなってきたものが出てきているのですけれども、まず認識としてね、汚染土は全撤去が原則だと。

漏れる危険性は、行政としても認識しているということは、その方向性ね、全撤去が原則ですよと。

それと、全く漏れないということは保証もできませんし、むしろ漏れる可能性は往々にあるというような認識で網走市としては見ているのか、確認。

○近藤賢生活環境課長 今回、事業者のほうから8,000リットル流出したという報告があったことから、市としては、事業所の敷地内には油が浸透しているというふうには認識しておりまして、それがあふれる恐れもないということは全く言えないので、そういった危機感を持っているところです。

○栗田政男委員 確認なのですが、これも。

地下タンクですよ、当然。消防法で地上にはそれだけの大量のものは、僕も危険物を持っているので認識はしていますが、地下タンクにあるものがそれだけ漏れたのですから、ポンプが空回りしながらどんどん排出したっていうことでいいですか。

○近藤賢生活環境課長 燃料供給施設の破損ということで、外に出ている油の配管、そこが破損したことで8,000リットルが漏れていたという状況です。

○栗田政男委員 地下にあるものが自然には上に上がってこないのです。

だからポンプでくみ上げているわけですから、途中で、ポンプ前で破損しているのであれば、くみあがってこないから問題は起きなかったのだけれども、ポンプあとで破損して、落雪という話だったので、それがどンドンどンドン空回りというか流出し続けて、その結果、8,000という数ではないかという認識ですね。

○近藤賢生活環境課長 委員おっしゃるとおりです。

○栗田政男委員 それでね、この報告書の中でちらっと気になったのは、もし全撤去するのであれば、いろんな施設を移動しなくちゃいけないので、数億円の費用がかかるみたいな書き方をされていますが、これって一体どんな意味があって書かれているのかな。

○近藤賢生活環境課長 この部分は、事業者からの説明があった内容です。

○栗田政男委員 事業者がそういう言い方をすることとは、それだけの費用がかかるのだから到底やる気はないよというふうに捉えなくちゃいけないのですけれども、こちらとしては。

全く失礼千万な話であって、あり得ない報告じゃないでしょうかね。

あまりにも私たちを馬鹿にしているような、こういうことを受けて、何にも言わないで受けている事態なのだけれども、おかしくないでしょうかね。

○近藤賢生活環境課長 市としましては、こういったような説明で、遅々として進まないということから様々な意見交換等を開いているのですが、油汚染土壌は全て除去してほしいということは、必要であるというふうに考えています。

○栗田政男委員 先ほどのいろんな答弁の中でも、今まで家庭とか、我々の市で管理しているコミセンなんかでも、タンクに亀裂が入って漏れたときはお金をかけて直していますよね。

そして、全部土を入れ替えていますよね。

当然、民間の方も北海道ですから、400、500っていう灯油が漏れた場合については、みんなそういう対応をしているのですよね。

これ量がどうであっても、この業者は責任を持って、そういう処置をしなくちゃいけない責務が、ここは社会通念上はね、法的どうのこうのという話ではないのですよ。

汚したものは自分で、多分認識的にはね、自分の土地に何しても構わないのかなっていうような認識があるのかなっていうような雰囲気もなきにしもあらずなのだけれども、まずはね、そこはまず押さえます。

押さえた上でお話をすると、じゃあ市としての相手側のオーナーさんとの窓口というのは、誰が担って、どういう頻度で、どういうお話をしているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 現在は、北海道のほうで、法に基づいた指導をしているので、北海道が窓口となって対応しているところです。

その中で、7月の1日にも、振興局のほう为主体となった説明を受けているということもございます。

○栗田政男委員 多分そういうことではないかな。

だから、こういう問題が起きてしまって、皆さんも答弁しにくい部分がたくさんあると思うのです。

もちろん、今、振興局、道といっても、振興局が直接は担当しているのでしょうけれども、怠慢極まりないよね。

どうしょうもないよ、これ。

何をやっているのだ君たちはと、厳しく指導をしていかないと駄目。

これは、我々も政治家の一人ですから、あらゆる手段を使ってきっちり指導していきます。

こんなことで、まさしく網走の、第一次産業、基幹産業ですよね。

そこにポーンとね、被害が及ぶ、その被害がもし発生したときにね、いろんな委員から出ましたけれども、とんでもない費用がかかるのだよ。

だったら今やるべきことは、やったことに対しては真摯に、きっちり。

汚染土を除去することは技術的に可能ですから、可能だったらすぐやるべきですし、やるべき方向で指導しなくちゃいけない。

その交渉窓口というのは、やっぱりね、自治体の

私たちの中、市役所の中において、対策課、対策室のようなものを臨時でもつくって、きっちり相手方に交渉していかないとね、この問題は時間がかかって、法を全部盾に取っていくと、とんでもない時間がかかって、その間に流出になったらどうするの。

僕はそういうふうに思っております。

向こうが撤去しないのなら、じゃあ市が変わって撤去するけれども、費用は請求しますよという交渉も、当然、人の土地ですから、勝手に掘り起こして捨てるわけにはいかない。

行政代執行になるのかもしれないし、それも法的には非常に難しいものがありますよ。

ありますけれども、緊急性、いろんなことを考えたら、やるべきことはやはり行政がしっかりとやってあげないと、最終的には大変なことになるかもしれない。

誰の責任だとか、もちろん、市長が窓口でも構いません。

相手方に行って、よく話をして、やってほしいとお願いすることも必要なのではないのでしょうか。

僕はやっぱりそうあるべきだと思いますよ。

この問題に関しては、どこの責任だとか、何の法律がどうのこうのって、それはそれで、後からよく考えればいい話。

今、汚れたものは撤去して、とにかく安全な場所に移動するなり、廃棄するなり、まして可燃物ですよ。

A重油かB重油か知らないけれども。

その上で、今、火を燃やして、一生懸命営業しているわけですよね。

これ自体も、非常に素人が考えても危険な行為ですし、その状況が詳しくわかりません。

ボイラー室を全部撤去して、その下を掘り起こしてやるのは、営業を中止しなくちゃいけないかもしれない。

でも、それしようがないじゃないですか。

事業者の責任じゃないですか。

みんなそういうリスクを覚悟の上で、企業っていうのは仕事をしているんじゃないでしょうか。

その辺についての認識はどうでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 全ての油漏れ事故に関しましては、通常は原因者がすぐ負担して、現状回復しているところですが、この件に関しましては、非常に対応が遅くなっていることから、引き続き原状回復については、関係機関と連携しながら要請をして

いくことを進めてまいります。

○栗田政男委員 課長にあまり厳しく言うのも、課長に言ってもしょうがないことなのだけれども、まず市役所の中に、特別対策室、臨時でいいからつくって向こうとの交渉をしてくださいよと、僕はお願いしているのですよ。

そうして話を詰めていくと、またいろんな解決策も見えてくるという部分があるじゃないですか。

その交渉窓口はやはり、僕は市であるべきではないかと、それが一番スピーディーに行われるのではないかなというふうに思うので、それに対して副市長が答えてもらえれば。

○後藤利博副市長 すみません、これまで各委員よりいろいろ御指摘も御意見もありました。

今まで私どものほうも御説明させていただいて、また振興局も一定の文書をもって対応しているところでございます。

特に、議論の焦点となるのは、法律的にどこまで強制的にといいいますか、命令を出せるかという部分と、それが果たしてできない場合、じゃあどういう形で相手にこの必要性を訴えてわかっていただけるか、大きくはそのポイントになると思います。

そのときに、自治体、それから関係の水産関係の方々、そこはどこかに任せるのではなく、関係する方、皆さんの中ですね、強い要望なりを持って事業者に向かっていくとか、北海道と一緒になりまして、要望を持っていくとかというような措置も必要かと思えます。

ただ、それが網走市の中に果たして対策室を設けるのが望ましいのかどうかっていうことも、ちょっとありますけれども、今までの御意見、御指摘を踏まえて、まず庁内においても、これまでもやっておりますけれども、まず関係する部課、それから消防、振興局もまず一緒になりましてですね、整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○栗田政男委員 そんなに難しいことを言っているわけでもないし、相手も人です。

やっぱり、永本委員から言われたように、本当にこっちの漁業関係の現状って知っているのでしょうか。

まさしくそこだと思います。

あそこにふ化場がないのであればね、また違ったことにもなるでしょうけれども、まさしくあの近距離に、本当に雪を投げたら上に、そこに落ちるような場所に大切なサケ・マスふ化場が、そして水が命

ですよ。

ある場所の認識、当市においてそういう水の尊さっていうものを、本当に向こうのオーナーさんが認識してくれているのか。

商売をして頂いているわけですから、当然、当市に固定資産税もいただいていますし、いろんな雇用もいただいていますし、つながりはあるわけですよ。

だからそういう方々と、もう当然、どういう会社かは知りませんが、お話をしている方向に持っていくつなぎをするっていうのは行政が、難しいわけでも何でもないのですよね。

アポを取って行くことは可能でしょうし、例えば副市長が行ってね、お話を聞いてどんな状況なのかって、そこでこっちの事情も説明することも十分可能なんじゃないでしょうか。

そういうことってやっぱり、市役所ってやっちゃいけないのでしょうかね。

○後藤利博副市長 決して、私どもが調整役といいますかですね、そういう形で出向かないとか、そんなことは全く考えておりません。

やはり、私たちの立場としまして、網走市の一次産業、基幹産業、問題がないような形でしっかり対応していきたいということは、今回に限らずですね、いつもそれは思っておりますし、そういう必要があれば、当然そういう行動は市としても行う必要があるというふうに考えてございます。

○栗田政男委員 法的なことはいろいろあると思います。

いろんなことで、悪いのは、日本の法律っていうのは、なってしまわないと何も手を出せないみたいなところがあるので、予防のためにどうのこうのって、やっぱりそれはなかなか難しいのかもしれないです。日本の法律ではね。

でも、法律云々を盾にするよりも、人道的、倫理的、人間的、全てにおいて自分でやったことは自分で責任を持つのですよ。

当たり前の話なのです。

それが、多くの人間に危害を加えたり、そういう可能性があるのであれば、最善を尽くして、それを予防するというのは、企業人の使命です。

当たり前のことです。

お金がかかる、かからないは全然関係ない。

当たり前で、それも考えた上で商売をやってもらわないと困るわけですよ。

そういうふうにと考えると、ちょっとこの企業さんの対応っていうのは、あまりにも自分勝手かかっていうふうに言わざるを得ません。

だから、それも含めてやっぱり話し合いでしっかりとね、もっていければ、それにこしたことはないし、こっちの事情も説明しながら、その上で、また次の手、何の手って打っていくのが本来ではないかなと思います。

私だったら、そうします。

ですから、本当に前向きに考えて、誰かが窓口となって、しっかり責任を取れる方がね、行ってお話をさせていただければなというふうに切に望みます。

いろいろあるでしょうけれども、本当に大事な問題ですから、全撤去が原則というのが、どうも皆さんの一致した意見です。

だから、全撤去をどういう方向性とするのかっていうのは、本当にみんなで知恵を絞っていかないと駄目なので、事業者がやるのか、はたまた違う人たちがやるのか、この2択になってくるのでしょうかね。それも踏まえて。

その辺の可能性というのは、例えば、市のほうで立て替えてやってもいいような感覚があるのかな。

○後藤利博副市長 先ほど申し上げましたけれども、一番はですね、法的にきっちりやっていただけるものがあれば、それが一番ベストな形だというふうに思います。

それが、例えばかなわないとすれば、どういう形で、私どもの申し入れに対応していただけるかということを考えなきゃならないだろうというふうに思っています。

これまでの議論の中で、事業者の方はボーリング調査を進め、何か所かやって、今後もモニタリング調査をやっていくという中で、一番の心配は、漏れるおそれがあるのかないのか、その判断を誰がつけられるのかということかなというふうに思っております。

ボーリングのデータを例えば見せられたときに、私どももそれを見て、これは漏れないのですね、これはやはり漏れる可能性があるのですね、それは私どももなかなか判断ができない部分であるというふうに思っております。

そういうことを考えますと、まず事業者の方がボーリングをして、なぜこういう措置でいいかというふうな考えに至ったのか、そこは専門的な知識を持ってちゃんと判断したものなのか、そういうところ

からの聞き取りも必要かなというふうに考えております。

そういうことの積み重ねと併せて、先ほども申しましたけれども、網走市の基幹産業を守るという形の中では、しっかりと対応していただきたいのと、両方やりながら進めていく必要があるかなというふうに考えてございます。

○栗田政男委員 副市長のおっしゃっていることはよくわかります。

ただ、順番がちょっと違うなと思うのは、法律は後なのです。

先に話し合いをして、なるべくスムーズな形、スマートな形でいければ、それにこしたことはないのです。

その上で、あまりにも決裂するのであれば、法的なものが必要だと。

最初はやっぱり話し合いなのです。やっぱり、何としてもみんな心配しているから撤去してほしいよと。

何とか、できる限りの協力はしますからやりませんかというような方向性っていうのは、まずはやるべきではないかと。

そういうことです。

道のほうは、先ほど申し上げましたように、あまりにもちょっと対応が遅いのか、やる気がないのか、それは我々のほうでもしっかりと指導していくつもりです。

そんなことも考えながら、やっぱりみんな心配しているのですね、みんなで知恵を出しながら、なおかつスピード感を持ってやりましょうよ、こういう問題は。

これがね、雪降るぐらいまで引っ張ったってしょうがないのだから。

また工事しにくくなるので、早いうちに解決できるようにまた報告を求めます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

○山田庫司郎委員 大體委員の皆さんから出尽くしているかなと、僕自身ちょっと思うのですが、副市長から答弁があったように、市は市の立場で最大限できること、道は道で最大限できることも含めて対応をしていかなければならない。

3月23日から約4か月たっているわけですね。

それで、本当にいつ漏れるかわからない心配が一つあると。

議論もされていますけれども、もし万が一、あってはいけません。漏れたら、本当に何百億円という損害賠償が出るのかっていうことも、業者も本当はわかっているのだと僕は思いたいのですけれども、そうなれば今できることで、お金をかけることは、やっぱりかけなければならないというふうに事業者も腹をくくれるのか、一つの問題もあると思います。

それで、原則は汚れた土を置き換えるのが原則だと思いますが、先ほど副市長も言っていましたように、ボーリング調査によってですね、土質の専門家がどういうふうにこれから判断をするか。

下が岩盤だから下にはいかない、これ亀裂があれば別ですけども、横の土層というのは、どういうふうになっているのかも含めてきつとわかると思います。

そうすると、置き換えが難しいならですよ、単純に私たちで思うのは、閉じ込めてしまうという方法もあると思います。

あとは、単純に言うと、中和剤を注入して油というものがなくなるような状況も作れるのかどうか、いろんな、僕ら素人でもちょっと浮かぶことですが、またプロになれば、いろんな対策があると思いますから、ぜひ、明日にでも漏れるかもしれない。極端なことを言うとね。

ですから、1日も早く対応していかなければ、大変なことになるということは、もう皆さん共通の認識だと思いますので、ぜひ、市のほうが中心になりながら、道がやらなきゃならないことは、確かにあるかもしれませんが、ぜひ、副市長から答弁いただいたようにですね、これからしっかり取り組んでいただくことを、お願いしたいというふうに思うのですが最後、誰でも結構です。

御答弁いただければと思います。

○後藤利博副市長 今、山田委員からも御指摘がありました。

想像なのですけども、最初に23トンの土を入れ替えたというのは、技術的にも早急に対応できるような場所であったかなというふうに思います。

恐らく、今、地下に浸透しているだろうというのは、支障になる物件がきつと上にある。ですから、先ほど栗田委員もおっしゃっていましたとおり、上物の撤去なり、そういうものもしないとどけられないようなもの、そういう場所なのか、そのようなことは考えられます。

一方、山田委員からお話ありましたように、専門家の御意見などを聞くと、別な方法でそれを閉じ込めることができるのか、単純に閉じ込めると、今度、消防法上、火災へのとか、引火とかいう問題はないのか、様々な観点から考えていく必要があると思いますけれども、先ほど申しましたけれども、市としましては、やはり市の基幹産業に絶対悪影響がないような形で、取り組む必要があるというふうに考えてございます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この油流出事故についてですが、各委員からありましたとおり、水産資源に非常に影響が懸念されているところであります。

何としても流出することのないように解決していかなければならない、重大な案件でありますので、適時、関係機関、どのような対応をなされていくのか状況を見ながらですね、またこの所管事務調査で協議の場を設けたいと思いますが、そういった方向で皆さん進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

その他、委員の皆様から何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時29分閉会